

上板町事業者応援金給付要綱

令和2年7月31日

上板町訓令第26号

(目的)

第1条

この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少し、経営に深刻な影響を被っている商工業者及び農業者に対し、町が応援金を給付することにより経営継続の下支えを図り、もって事業者の事業継続を図ることを目的とする。

(給付対象者)

第2条

本事業の対象者は次の各号のいずれかに該当し、町内に本店を有する法人または本町に住民登録のある個人事業者で、営業の実態があり今後も事業を継続する意思がある者とする。

1. 商工業者

- ① 「セーフティーネット並びに危機関連保証の融資等」を受けた事業者
- ② 国の「持続化給付金」の給付を受けた事業者
- ③ 徳島県社会福祉協議会の「生活福祉資金」を受けた事業継続中の事業者

2. 農業者

- ① 国の「持続化給付金」の給付を受けた農業者
- ② 新型コロナウイルス感染症対策（緊急経済対策）農業者向けセーフティーネット資金等の融資を受けた農業者

3. その他、上記条件に準ずる対象者と町長が認める者

(応援金の額等)

第3条

法人は30万円、個人は20万円を給付する。ただし1回限りとする。

2. 第2条の対象者で複数の制度を利用した場合も1回の給付に限る。

(申請期間)

第4条

申請は、令和3年3月25日までとし、申請は役場開庁日に限るものとする。

(応援金の給付申請及び請求)

第5条

応援金の給付を受けようとする者は、上板町事業者応援金給付申請書兼請求書（様式第1号）に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。なお、町長が必要と認める時は、法人登記簿等の法人であることが確認できる書類を添付しなければならない。また、申請を行う者は、商工業者、農業者に関わらず、代表者の（代理人申請の場合は代理人も含む）本人確認書類の写しを添付するものとする。

1. 商工業者

- ①セーフティーネット並びに危機関連保証の融資等を受けた事業者

融資の実行を証する次の書類

- ・ 金銭消費貸借契約証書の写し及び融資額が振り込まれた通帳の写し
- ・ 県信用保証協会発行の「信用保証決定のお知らせ（お客様用）」の写し

②持続化給付金の給付を受けた事業者

持続化給付金の給付を受けたことが確認できる次の書類

- ・国が通知する持続化給付金の振り込みのお知らせ（郵便ハガキ）
- ・持続化給付金が振り込まれた通帳の写し

③生活福祉資金を受けた事業継続中の事業者

生活福祉資金の借り受けを証する次の書類

- ・徳島県社会福祉協議会が通知する貸付決定通知の写し
- ・貸付金が振り込まれた通帳の写し
- ・前年度確定申告書の写し又は令和２年度所得課税証明書

2. 農業者

①持続化給付金の給付を受けた農業者

持続化給付金の給付を受けたことが確認できる次の書類

- ・国が通知する持続化給付金の振り込みのお知らせ（郵便ハガキ）
- ・持続化給付金が振り込まれた通帳の写し

②農業者向けセーフティーネット資金を借り受けた農業者

農業者向けセーフティーネット資金を借り受けたことが確認できる次の書類

- ・取扱融資機関が通知する貸付決定通知の写し
- ・貸付金が振り込まれた通帳の写し

（応援金の給付決定及び給付）

第6条

町長は、応援金の給付申請書兼請求書の提出があったときは、速やかに審査を行い、応援金を給付することが適当であると認めるときは、その結果を、上板町事業者応援金給付決定兼振込通知書（様式第2号）により通知するとともに、応援金の給付申請書兼請求書に記載の振込先に応援金を給付するものとする。また、応援金を給付すべきでないと認めるときは、応援金の不給付を決定し、上板町事業者応援金不給付決定通知書（様式第3号）によりその理由を付して通知するものとする。

（応援金の返還）

第7条

町長は、応援金の給付を受けた者が虚偽又は不正な方法によって給付を受けたと認めた場合、融資の取り消しがあった場合、持続化給付金の不給要件に該当し返還通知を受けたことが判明した場合、生活福祉資金の貸付決定が取り消された場合は、応援金の給付決定を取り消すものとし、給付した応援金の全額返還を命ずるものとする。

（その他）

第8条

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1. この要綱は、令和2年7月31日から施行する。
2. この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条の規定については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

附 則

1. この要綱は、令和2年8月20日から施行する。